○財務省告示第百二十三号

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十九条第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百八十九条第一項に規定する財務大臣が定める方法及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法を定める件（平成二十四年三月財務省告示第百十六号）の一部を次のように改正し、令和八年一月一日以後に支払うべき法第二十九条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき同項に規定する給与等については、なお従前の例による。

令和七年四月三十日

財務大臣　加藤　勝信

本文第一項第三号中「主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族」を「主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族」に改め、「扶養控除の額」の下に「若しくは特定親族特別控除の額」を加え、本文第二項第二号中「第二条第一項第三十四号の二」を「第二条第一項第三十四号の五」に、「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　給与所得者の扶養控除等申告書を提出した所得税法第百八十九条第一項の居住者（以下この号において「対象居住者」という。）の当該給与所得者の扶養控除等申告書に同法第二条第一項第三十四号の五に規定する源泉控除対象親族（同法第八十四条の二第一項に規定する特定親族に限る。以下この号において「源泉控除対象親族」という。）である旨の記載がされた者（以下この号において「対象者」という。）が、他の者を、当該対象者の提出した同法第百九十四条第八項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書又は同法第百九十五条第六項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象親族として同法第百八十五条第一項第一号若しくは第百八十六条第一項第一号若しくは第二項第一号の規定の適用を受ける場合には、当該対象者は当該対象居住者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書に源泉控除対象親族である旨の記載がされていないものとする。

○厚生労働省告示第百五十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表４から６まで及び20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和七年五月一日から適用する。

令和七年四月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第三

都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
（略）					
30470	削除	削除	削除	削除	削除
（略）					
30761	削除	削除	削除	削除	削除
（略）					

改正前

別表第三

都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
（略）					
30470	東京	医療法人啓仁会吉祥寺南病院	1.0451	0.0986	0.0321	−0.0236
（略）					
30761	静岡	社会医療法人駿甲会コミュニティーホスピタル甲賀病院	1.0451	0.0645	0.0256	0.0000
（略）					

別表第一を次のように改める。

別表第一

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		給与所得控除の額
以上	以下	
円	円	
158,333円以下	158,334	54,167円 その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×30％＋6,667円
158,334	299,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×20％＋36,667円
300,000	549,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×10％＋91,667円
550,000	708,330	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×10％＋162,500円
708,331円以上		

（注）給与所得控除の額に１円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもってその求める給与所得控除の額とする。

別表第二中「扶養控除の額」の次に「又は特定親族特別控除の額」を加え、「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		基礎控除の額
以上	以下	
円	円	
2,120,833円以下	2,120,834	48,334円
2,120,834	2,162,499	40,000円
2,162,500	2,204,166	26,667円
2,204,167	2,245,833	13,334円
2,245,834円以上		0円